

資料編

災害時緊急支援要員派遣検討基準表（別紙1）	・・・ 1
移動県庁用資機材の保管（別紙2）	・・・ 2
避難所にて情報収集を行うための活用基準（別紙3）	・・・ 4
避難所生活レベル評価基準（別紙4）	・・・ 11
建物被災状況チェックシート（別紙5）	・・・ 12
安否確認用の避難者情報一覧（別紙様式1）	・・・ 13
避難者状況確認シート（別紙様式2）	・・・ 14
災害時緊急支援要員連絡書（別紙様式3）	・・・ 15
災害時緊急支援要員派遣活動記録簿（別紙様式4）	・・・ 16

災害時緊急支援要員派遣検討基準

- 1 市町又は県災害対策本部の支部（振興局）から当該市町村庁舎が倒壊又は浸水により壊滅しており、速やかに災害応急対応ができない状況である趣旨の連絡があったとき。
- 2 状況別で次の各事項のいずれかに該当するとき。
 - (1) 地震の場合
 - ア 市町村庁舎が地震による被害が想定され、当該市町村内で震度 6 弱以上のゆれを観測していること。
 - イ 防災行政無線等の災害時の通信手段により当該市町村との連絡が取れない又は取れる場合であっても災害応急対応ができない状況であること。
 - (2) 津波の場合
 - ア 当該市町村が津波浸水想定区域内にあり、当該津波浸水想定に相当する規模の地震（マグニチュード）があったこと。
 - イ 防災行政無線等の災害時の通信手段により当該市町村との連絡が取れない又は取れる場合であっても災害応急対応ができない状況であること。
 - ウ その他県又は防災関係機関による情報把握により当該市町村庁舎が被害を受け、代替施設による活動ができず、機能が著しく低下するか市町村の規模では十分に対応できないと認められるとき。

（例：防災ヘリのヘリコプターテレビ伝送システムにより、当該市町村役場が倒壊・津波による被害を受けていると認められること。当該市町村庁舎の現地調査により被害が甚大で、代替施設による活動ができないこと。）
- 3 その他市町村が災害対応により混乱し、現地の情報を把握できないとき。
- 4 市町村の機能がマヒし、県に被害状況報告ができないとき（相当遅延している場合）。
- 5 市町村から要請があったとき。
- 6 その他知事が必要と認めるとき。

移動県庁用資機材の保管

大規模災害時に必要な資機材をすぐに持ち出せるよう、広域防災拠点や活動先の近傍の振興局に、移動県庁用資機材をバックに詰め込んだ「移動県庁パック」を配備する。

配備場所

ア 広域防災拠点で活用する資機材

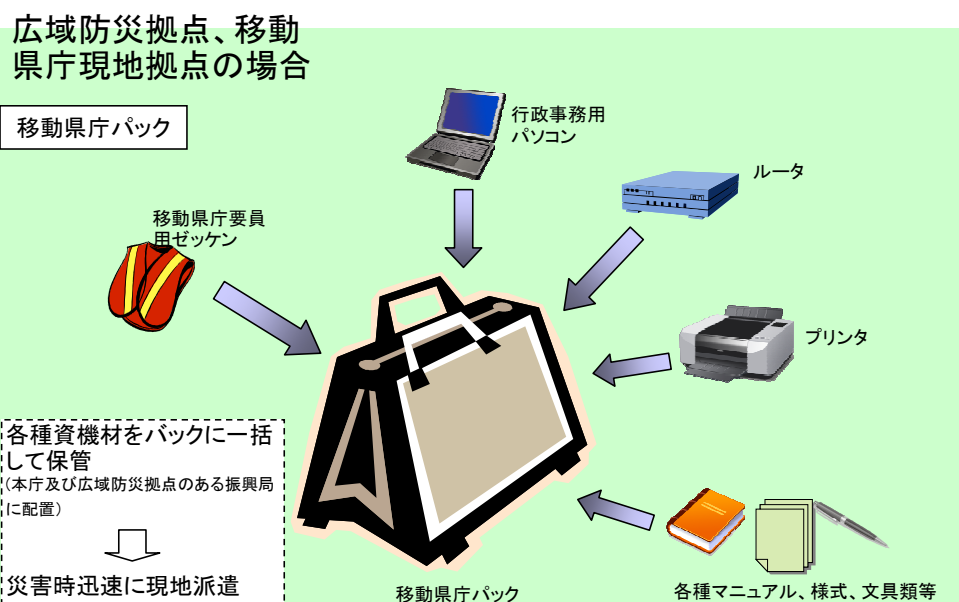
近隣の振興局に配備（和歌山市内のみ総合防災課）。

イ 移動県庁現地拠点で活用する資機材

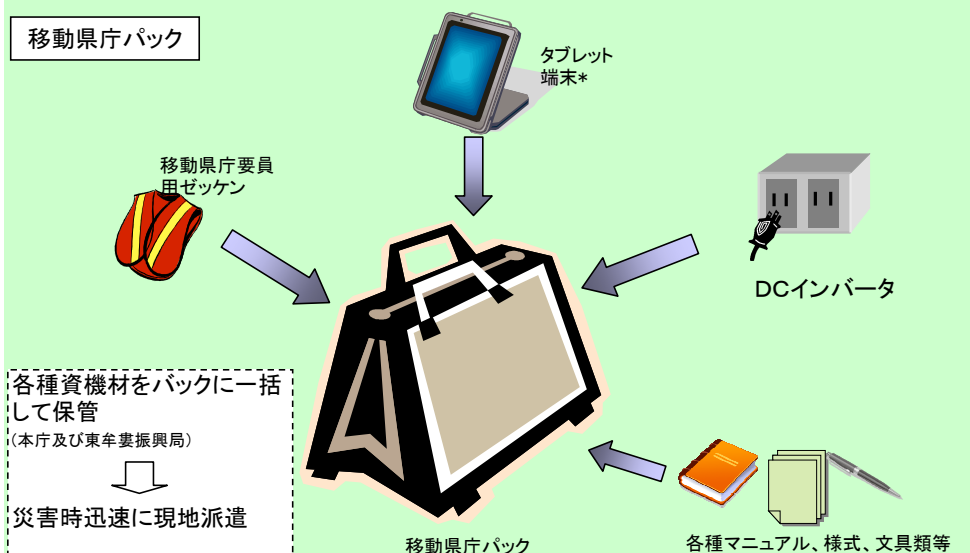
総合防災課、西牟婁振興局及び東牟婁振興局に配備。

ウ 被災地（避難所）で活用する資機材

総合防災課及び東牟婁振興局に配備。



現地情報収集用の場合



移動県庁用資機材の保管場所一覧

広域防災拠点用	通常時保管場所	災害時活動場所	移動県庁資機材		
			ルータ	行政事務用パソコン	その他
移動県庁資機材(パック①)	総合防災課①	コスモパーク加太	FC01	24-M01 24-M02 24-M03	プリンタPT01、ゼッケン3枚
移動県庁資機材(パック②)	総合防災課②	和歌山ビッグホエール	FC02	24-M04 24-M05 24-M06	プリンタPT02、ゼッケン3枚
移動県庁資機材(パック③)	伊都振興局	橋本市運動公園	FC05	24-M11 24-M12 24-M13	プリンタPT03、ゼッケン3枚
移動県庁資機材(パック④)	西牟婁振興局①	旧南紀白浜空港	FC06	24-M14 24-M15 24-M16	プリンタPT04、ゼッケン3枚
移動県庁資機材(パック⑤)	西牟婁振興局②	上富田町スポーツセンター	FC07	24-M17 24-M18 24-M19	プリンタPT05、ゼッケン3枚
移動県庁資機材(パック⑥)	東牟婁振興局①	新宮市民運動競技場	FC09	24-M22 24-M23 24-M24	プリンタPT06、ゼッケン3枚
移動県庁資機材(予備)	総合防災課④	予備	FC04	24-M09 24-M10	

移動県庁現地拠点用	通常時保管場所	災害時活動場所	移動県庁資機材		
			ルータ	行政事務用パソコン	その他
移動県庁資機材(パック⑦)	総合防災課③	市町村現地拠点	FC03	24-M07 24-M08	ゼッケン2枚
移動県庁資機材(パック⑧)	西牟婁振興局③	市町村現地拠点	FC08	24-M20 24-M21	ゼッケン2枚
移動県庁資機材(パック⑨)	東牟婁振興局②	市町村現地拠点	FC10	24-M25 24-M26	ゼッケン2枚

現地情報収集用	通常時保管場所	災害時活動場所	移動県庁資機材	
			タブレット	その他
タブレット資機材(パック①)	総合防災課	被災地	TB001、TB002	インバーターDC01、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック②)	総合防災課	被災地	TB003、TB004	インバーターDC02、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック③)	総合防災課	被災地	TB005、TB006	インバーターDC03、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック④)	総合防災課	被災地	TB007、TB008	インバーターDC04、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑤)	総合防災課	被災地	TB009、TB010	インバーターDC05、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑥)	東牟婁振興局	被災地	TB011、TB012	インバーターDC06、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑦)	総合防災課	被災地	TB013、TB014	インバーターDC07、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑧)	総合防災課	被災地	TB015、TB016	インバーターDC08、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑨)	総合防災課	被災地	TB017、TB018	インバーターDC09、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑩)	総合防災課	被災地	TB019、TB020	インバーターDC10、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑪)	総合防災課	被災地	TB021、TB022	インバーターDC11、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑫)	総合防災課	被災地	TB023、TB024	インバーターDC12、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑬)	総合防災課	被災地	TB025、TB026	インバーターDC13、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑭)	総合防災課	被災地	TB027、TB028	インバーターDC14、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑮)	総合防災課	被災地	TB029、TB030	インバーターDC15、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑯)	総合防災課	被災地	TB031、TB032	インバーターDC16、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑰)	総合防災課	被災地	TB033、TB034	インバーターDC17、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線
タブレット資機材(パック⑱)	総合防災課	被災地	TB035、TB036	インバーターDC18、ゼッケン10枚、可搬型防災行政無線

避難所にて情報収集を行うための活用基準

1 被害の概況

(1) 通行可能ルート

避難所までの経路について、次のとおり状況を把握する。

通行可能区分（目視調査により実施）

トラック（10t）、トラック（4t）、乗用車、軽自動車、徒歩

(2) 救護所の設置状況

避難所等に救護所の設置があるかどうかを把握する。

(3) 地区の概況

避難所が所在する地区の状況を下記区分により報告する。

ア 建物倒壊率（30%未満、30%以上50%未満、50%以上80%未満、80%以上）

地震等により、全壊、半壊した建物の数等（目視調査により把握）

イ 建物流失率（30%未満、30%以上50%未満、50%以上80%未満、80%以上）

津波等により、全壊（流失）、半壊した建物の数等（目視調査により把握）

ウ 火災延焼（30%未満、30%以上50%未満、50%以上80%未満、80%以上）

火災により延焼した建物の数等（目視調査により把握）

※火災が継続している場合には、本部（支部）に直ちに連絡する。

エ 浸水被害（30%未満、30%以上50%未満、50%以上80%未満、80%以上）

津波等の浸水により被害を受けていると思われる建物の数等

（目視調査により把握）

オ 浸水状況（浸水している、浸水していない）

浸水しているとは、現に津波等により50cm以上の浸水がある場合をいう。

(4) その他状況

デジタルカメラにより被害状況や避難所での避難者の状況等を記録する。

撮影した場合には、撮影場所を地図上に記録する。

撮影した写真データは、タブレット端末からメールにより災害対策本部（支部）に送信する。



↑
現地にて撮影後、メールにより送付を行う。

2 避難所や避難者等の状況

(1) 避難者数等

ア 避難者数

- ・避難所避難者数

- ・地区別での在宅避難者数：地区別で在宅の避難者数を把握している場合はその数

イ 内訳で避難世帯数、男女の別を把握する。

ウ 詳細な避難者情報を把握する。

緊急的な状況のため厳密には調査する必要はないが、出来る限り判断する。

(ア) 妊婦数（妊娠中の女性の数）

(イ) 乳児数（1歳に満たない者の数）

(ウ) 幼児数（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者の数）

(エ) 孤児数（被災により両親等の保護者を失った者の数）

(オ) 高齢者数（満65歳以上の者の数）

a うち介護の有無

- ・介護保険法に基づく要介護認定を受けている者とする。

- ・本人や家族が覚えていない場合には、介護保険被保険者証（ある場合のみ）の要介護度状態区分欄に要支援・要介護の記載があるかどうかを下記の区分を参考とすること。

要介護度の認定区分	本人の状況
要支援1	社会的支援を要する状態 ・生活管理機能が低下し、時々介護が必要な状態で社会的支援が必要
要支援2	部分的な介護を要し、状態の改善可能性の高い状態 ・生活管理機能が低下し、時々介護が必要な状態で社会的支援が必要
要介護1	部分的な介護を要する状態 ・排泄、入浴、清潔・整容、衣服の着脱等に部分的な介護が必要
要介護2	軽度の介護を要する状態 ・排泄、入浴、清潔・整容等に軽度な介護が必要
要介護3	中等度の介護を要する状態 ・排泄、入浴についての全介助のほか、清潔・整容、衣服の着脱等に中等度の介護が必要
要介護4	重度の介護を要する状態 ・入浴、排泄、衣服の着脱、清潔・整容等全般にわたり、重度の介護が必要
要介護5	最重度の介護を要する状態 ・生活全般にわたって、全面的な介助が必要

b おむつ利用等（高齢者、障害者、乳幼児等）

- ・おむつの利用がある者を対象とする。

(カ) 障害者数（身体（視覚、聴覚、肢体不自由）、知的、精神

- ・障害者手帳を有する者を対象とする。

手帳の種別	対象	等級
身体障害者手帳	視覚、聴覚、肢体不自由などのある障害者	1～7級
療育手帳	知的障害者	A1、A2、B1、B2
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者	1～3級

(2) ライフライン

- ア 電気（使える、使えない、一部で使える等。備考：非常用電源（後〇〇時間））
- イ 水（上水道：使える、使えない、一部で使える等。備考：給水車による供給、井戸水による供給、災害時浄水装置による供給）
- ウ ガス（被害：使える・使えない、一部で使える等。備考：都市ガス・LPガス、）
- エ 固定電話（使える、使えない、一部で使える等。備考：臨時公衆電話設置）
- オ IT環境（使える、使えない、一部で使える等。）
- カ 携帯電話（種別：NTTドコモ・AU・ソフトバンク、状況：使える・使えない、一部で使える等。）
- キ アクセス道路（有り、無し、一部あり等。備考：物資搬入可等）
- ク 下水（常設：使える、使えない、一部で使える等。備考：簡易トイレ有り）

(3) 通信環境（避難所との連絡方法）

- ア 無線機（使える・使えない） 防災相互無線又は県防災行政無線
- イ 固定電話（使える・使えない）
- ウ 携帯電話（使える・使えない）
- エ 衛星携帯電話（使える・使えない）
- オ PC等（インターネット）（使える・使えない）

(4) 情報収集

- ア テレビ（使える・使えない）
- イ ラジオ（使える・使えない）
- ウ インターネット（使える・使えない）

(5) 生活レベル

衣（防寒具・衣類）、食（食事・水）、住（水、暖房・冷房、トイレ、入浴、生活必需品）、医（薬、受診）の4項目により生活レベルの評価を行う。（○、×、△を選択）

基本的には、要援護者等（高齢者、乳幼児等）に対応できているかどうかを基準とし、各項目に対応できているかどうかで次表により評価する。

可能数	2以下	3・4	5・6	7・8	9以上
評価	E	D	C	B	A

詳細の評価基準については、別紙4（避難所生活レベル評価基準）を参照のこと。

(6) 病歴・その他

ア 救急搬送事案

(ア) 外傷

被災により、火災に巻き込まれて火傷を負ったり、倒壊した物に巻き込まれたり、避難途中で怪我をするなど、外傷を負っている場合には、その状況を聞き取り、外傷のある身体の箇所、外傷の程度について把握する。

状況によっては、救助が必要な場合も考えられるため、出来る通信手段を用いて移動系防災行政無線などにより、本部等に報告する。

外傷の場所 頭部、腕部、胸部、腹部、脚部
程度：火傷、外傷（出血あり、出血なし）、その他
外傷を負った状況 聞き取る

(イ) その他負傷、感染症等

被災により、津波に巻き込まれたり、避難所の衛生状況等により、内科的疾患を負ったりしている場合には、その状況を聞き取る。

(症状の種別・程度、症状が生じた時期)

(ウ) 病歴（慢性疾患等）

原則として緊急的な処置が必要となる病歴を対象とし、情報収集を行う病歴は次のとおりとする。

a 高血圧

血圧が正常範囲を超えているだけでなく、医師の診療により降圧薬などの薬物療法を受けている者を対象とする。

参考

(降圧薬とは、利尿薬、カルシウム拮抗薬、アンジオテンシン変換酵素阻害薬、アンジオテンシン受容体拮抗薬、直接的レニン阻害薬、交感神経遮断薬、 α_2 受容体刺激薬などを言う。)

b 糖尿病

血糖値が病的に高い状態を継続している状況であり、医師の診療により薬物療法が必要な者（1型糖尿病、2型糖尿病）を対象とする。

参考

(薬物：インスリン、経口糖尿病薬【インスリン抵抗性改善薬、即効型インスリン分泌促進薬、スルホニル尿素薬、ビッグアナイド薬、 α -グルコシダーゼ阻害薬】)

c 慢性の心臓疾患

医師により慢性心不全、心筋梗塞、狭心症などの斑制の心臓疾患の診断を受けており、現に薬物療法等を行っている者を対象とする。

d 介護の要否

その他、疾病、難病、障害、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等を問わず、現に介護を受けている場合には、介護要とする。

イ その他

原則として緊急的な処置が必要となる病歴を対象とし、情報収集を行う病歴は次のとおりとする。

a 肝疾患

医師の診断により急性肝炎、ウイルス性肝炎、薬剤性肝障害、慢性肝炎、肝硬変など（脂肪肝は除く）の診断を受け、薬物療法を受けている者を対象とする。

b 透析患者

- ・腎不全等により、人工透析療法を受けている者を対象とする。
 - ・個別の調査が可能な場合、次回の人工透析を行う日程等の聞き取る。
- c アレルギー
- ・アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎（花粉症）、アレルギー性結膜炎、アレルギー性胃腸炎、食物アレルギー、薬物アレルギー、蕁麻疹（喘息は除く）である者を対象とする。
 - ・個別の対応が可能な場合。アレルギーの状況・種類等の聞き取りを行う。
- d 脳出血・脳梗塞
- ・脳出血とは、脳の血管が破れて出血し、脳内に血腫(血の塊)を形成したものであり、脳内出血、クモ膜下出血、慢性硬膜下血腫、出血性脳梗塞などであって現に治療中であるものを対象とする。
 - ・脳梗塞とは、脳の細動脈に血栓、凝固塊、脂肪塊、石灰片、腫瘍塊などが詰まって血流を止めてしまうため、脳細胞が死亡(壊死)する病気であり、分類としては血栓性・塞栓性・血行力学性がある。これらに該当する者を対象とする。
- e 統合失調症
- ・統合失調症の症状には個人差があるが、主な症状として、実際には存在しない声や音が聞こえる幻聴やあり得ないことを信じ込んでしまう妄想、頭の中が混乱して考えがまとまらなくなる思考障害、興奮症状等の陽性症状や意欲の低下や自閉傾向（閉じこもりがちなこと）など、エネルギーが無くなったような状態になる陰性症状がある。抗精神病薬などの薬物療法を受けている者を対象とする。
- f 白血病
- ・白血病とは、「血液のがん」ともいわれ、遺伝子変異をおこした造血細胞（白血病細胞）が骨髄で自律的に増殖して正常な造血を阻害し、多くは骨髄のみにとどまらず血液中にも白血病細胞があふれ出てくる血液疾病である。
 - ・急性骨髄性白血病（AML）、急性リンパ性白血病（ALL）、慢性骨髄性白血病（CML）、慢性リンパ性白血病（CLL）等との診断を受け、抗がん剤などの化学療法を受けている者を対象とする。
- g 認知症
- ・認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりするためにさまざまな障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6ヵ月以上継続）である。
 - ・専門医による鑑別診断を受け、次のような病名がある場合を対象とする。
例：アルツハイマー型認知症、前頭・側頭型認知症、レビー小体型認知症、脳血管性認知症
- h 喘息
- ・喘息とは、アレルギー反応や細菌・ウイルス感染などが発端となった気管支の

炎症が慢性化することで気道過敏性の亢進、可逆性の気道狭窄を起こし、発作的な喘鳴、咳などの症状をきたす呼吸器疾患である。薬物療法（抗炎症薬、気管支拡張薬）による治療を行っている者を対象とする。

- i てんかん
 - ・てんかんとは、脳細胞のネットワークに起きる異常な神経活動のためてんかん発作を来す疾患あるいは症状であり、薬物療法（抗てんかん薬）による治療を行っている者を対象とする。
- j オストメイト（人工肛門・膀胱保有者）
 - ・オストメイトとは、癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した者を対象とする。
- k その他
 - ・在宅酸素の使用者など。

3 避難所ニーズ情報

初動期（発災後～1週間程度）においては、緊急的に必要となる物資といった、特殊なニーズを把握し、それ以降については、避難所に必要となる物資の種類を計上する。

災害情報収集システムに必要物資の項目を追加する必要がある場合には、災害対策本部総合統制室に連絡することとし、総合統制室において、必要物資の項目を追加するものとする。

(1) 食

- ア 主食用食品（アルファ化米、乾パン、非常食等、カップラーメン等）
- イ 副食用食品（インスタント味噌汁、缶詰等）
- ウ 菓子類（お菓子、ゼリー等）
- エ 調味料等（味噌、醤油等）
- オ その他食品（栄養補助食品、アレルギー対応食品等）
- カ 飲料（水、お茶、牛乳等）
- キ ベビー用（粉ミルク、離乳食等）

(2) 食器・調理器具

- ア 食器（皿、箸等）
- イ ベビー用（ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒液等）
- ウ 調理器具（カセットコンロ、鍋、フライパン等）
- エ その他（サランラップ、アルミホイル等）

(3) 衣

- ア 寝具（毛布、寝袋等）
- イ 衣類（洋服上下、シャツ・肌着等）

(4) 薬

- ア 薬（消毒薬、胃腸薬等）
 - イ 衛生用品（包帯、ガーゼ、マスク等）
 - ウ 介護用品（介護用おむつ、喀痰吸引器等）
 - エ ベビー用品（おむつ、お尻拭き等）
 - オ 成人用（おむつ、尿取りパット）
- (5) 生活用雑貨（タオル、洗濯ばさみ、スリッパ等）
- (6) その他
- ア その他（仮設トイレ、簡易トイレ、自転車等）
 - イ 電気製品（掃除機、電気ポット等）
- (7) 燃料（ガソリン、灯油）

※詳細は災害情報収集分析システム内のデータのとおり

4 安否確認情報

避難所運営者や本人から聞き取りを行い、避難者の安否確認資料を作成するための同意を得るものとする。（別紙様式1「安否確認用の避難者情報一覧」を用いる）

安否確認の同意は、予め避難所運営者が、避難者名簿作成時に避難者名簿の掲示・公開の同意を得ている場合には、その情報を転載するものとする。このような名簿がない場合には、避難者から直接安否確認情報を収集するものとする。

収集した安否確認情報は予め持参した、安否確認用の住民基本台帳と突き合わせを行い、移動県庁現地拠点にて取りまとめを行った上で、災害対策本部に送付する。

安否確認情報（氏名、住所、年齢）
公表例は、カナ氏名、住所「地区名」、年齢とし、取りまとめの上、県ホームページにて提供する。

5 その他連絡事項

その他連絡事項があれば、自由欄に登録する。

必須項目：避難所の被害状況

- (1) 施設区分（体育館、校舎、グラウンド、本施設等）
- (2) 被害の程度（倒壊、浸水、危険、要注意、異常なし）

別紙4（建物被災状況チェックシート）により決定する。

避難所生活レベル評価基準													
区分	項目	評価基準											
衣	防寒具等	健常者が活動、あるいは要援護者が健康を維持するのに十分な防寒具等が行き届いているかどうか。											
	衣類	恒常的に清潔な衣類(下着を含む。)を着用できるか。											
食	食事	1日3食、健康を維持するのに十分な食事を確保できるか											
	水	健康を維持するのに十分な飲料水及び生活用水を確保できるか。											
住	暖房・冷房	健康を維持するのに十分な室温を恒常的に確保できるか。											
	トイレ	最低限の数及び衛生状態を確保できるか。											
	入浴	定期的に入浴できるか。 ※定期的とは、1週間に1回程度とする。											
	生活必需品	健康を維持するのに必要な最小限の生活必需品を確保できるか。											
	医	健康を維持するのに必要な最小限の市販薬を入手できるか。											
医	受診	医者等に受診することができるか。											
	総合評価	<p>1 要援護者(高齢者、乳幼児等)に対応できているかどうかを基準とする。 2 各項目に対応できているかどうかで評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>可能数</th> <th>2以下</th> <th>3・4</th> <th>5・6</th> <th>7・8</th> <th>9以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価</td> <td>E</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	可能数	2以下	3・4	5・6	7・8	9以上	評価	E	D	C	B
可能数	2以下	3・4	5・6	7・8	9以上								
評価	E	D	C	B	A								

建物被災状況チェックシート

コンクリート造等建築物

- 1 2人以上で、このチェックシートにより目視による点検を行う。
- 2 質問1から順番に点検を行い、質問3～6（外部の状況）までで、B又はCと判断された場合は、建物内に入るのは危険。

避難所名	
点検実施日時	月 日 時 分
点検実施者名	

質問	該当項目	チェック				
		X	Y	A	B	C
1 建物等が倒壊しているか	X 倒壊している(利用できない)		-	-	-	-
	X' 倒壊していない					
2 建物が浸水しているか、浸水した場合であっても利用が可能であるか	Y 浸水した	-		-	-	-
	Y' 浸水していない					
3 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性はあるか	A いいえ					
	B 傾いている感じがする	-	-			
	C 倒れ込みそうである					
4 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか。	A いいえ					
	B 生じた	-	-			
	C ひどく生じた					
5 建物が沈下したか。あるいは、建物周辺の地面が沈下したか。	A いいえ					
	B 生じた	-	-			
	C ひどく生じた					
6 建物が傾斜したか	A いいえ					
	B 傾斜しているような感じがする	-	-			
	C 明らかに傾斜した					
7 外部の柱や壁にひび割れがあるか	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある					
	B 比較的大きなひび割れが入っている	-	-			
	C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える					
8 外壁のタイル・モルタルなどが落下したか	A いいえ	-	-			-
	B 落下しかけている。落下している					
9 床が壊れたか	A いいえ					
	B 少し傾いている	-	-			
	C 大きく傾斜している、下がっている					
10 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがあるか	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある					
	B 比較的大きなひび割れが入っている	-	-			
	C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える					
11 建具やドアが壊れたか	A いいえ					
	B 建具・ドアが動かない	-	-			
	C 建具・ドアが壊れた					
12 天井、照明器具が落下したか	A いいえ					
	B 落下しかけている	-	-			
	C 落下した					

建物被害区分	X	Y	A	B	C
集計値	0	0	0	0	0
評価					

Xが1の場合は、倒壊している。
Yが1の場合は、浸水したことがある。
Cが1つでもある場合は危険である。
Bが1つでもある場合は要注意である。
Aのみの場合は施設を使用可能である。

安否確認用の避難者情報一覧

市町村名	
避難所名	
所在地	

氏名	住所	年齢	安否確認情報の公表 に対する同意
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない
			同意する・同意しない

注) 避難所運営者から確認を行い、公表の同意を受けている避難者名簿により一覧を作成すること。
 避難者から聴取を行い、安否確認に係る情報収集を行い、公表について同意を得ること。

避難者状況確認シート

市町村が直接避難所の状況を把握出来ていないため、和歌山県庁から情報収集を行うために参りました。

現在、県庁では災害対策本部を設置し、さまざまな災害対応に全力を挙げてあたっているところです。今後、避難者の皆様のご支援をさせていただくにあたり、皆様からの情報が必要ですので、記載に御協力を御願います。

なお、個人情報収集させていただきますが、支援のために必要な情報を収集するため、無記名となりますので、個人が特定されることはありません。

- 1 貴方の家族(世帯)に次の方はいらっしゃいますか。該当のある場合は人数を記載してください。

妊婦		乳児		幼児	
高齢者		障害者			

要介護者		おむつの利用		身体障害者	
要介護の程度				視覚	
要介護1				聴覚	
要介護2				肢体不自由	
要介護3				知的障害者	
要介護4				精神障害者	
要介護5					
認知症の有無					

- 2 貴方の家族(世帯)に次の病歴等のある方はいらっしゃいますか。該当のある場合は、人数を記載してください。

外傷		外傷の場所	
		程度	
		外傷を負った状況	
その他負傷、 感染症等		症状の種別	
		程度	
		症状が生じた時期	

病歴

高血圧		降圧薬などの薬物療法を受けている方
糖尿病		薬物療法が必要な1型糖尿病、2型糖尿病である方
慢性の心臓疾患		慢性心不全、心筋梗塞、狭心症などにより治療を受けている方
介護の要否		疾病、難病、障害、加齢に伴う疾病等により介護を受けている方

その他

肝疾患		急性肝炎、ウイルス性肝炎、薬剤性肝障害、慢性肝炎、肝硬変などにより薬物療法を受けている方
透析患者		次の透析日
アレルギー		アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎(花粉症)、食物アレルギーなどである方
脳出血・脳梗塞		
統合失調症		抗精神病薬などの薬物療法を受けている方
白血病		急性骨髄性白血病、急性リンパ性白血病などにより抗がん剤などの化学療法を受けている方
認知症		アルツハイマー型認知症などの確定診断を受けている方
喘息		薬物療法(抗炎症薬、気管支拡張薬)による治療を受けている方
てんかん		薬物療法(抗てんかん薬など)の治療を受けている方
オストメイト(人工肛門・膀胱所有者)		ストーマ(人工肛門・人工膀胱)を造設している方

御協力ありがとうございました。

例

災害時緊急支援要員連絡書

指示日	平成●●年●●月●●日
指示機関	和歌山県災害対策本部 総合統制室総括調整班
担当者	●●●●
連絡先	073-441-●●●●

1 指示内容

- (1) 活動内容 避難所の情報収集
- (2) 活動場所 ○○町内の避難所（沿岸に近い避難所から順番に調査）
- (3) 情報収集内容 災害情報収集システム内の項目及び○○に関する事項
- (4) 現地拠点の場所 ○○町○○番地 ○○旅館
- (5) 数量等 1日10箇所程度の避難所

2 指示内容の期限

- (1) 期限 ○月○日まで
- (2) 達成レベル ○○町内の全避難所の状況把握

3 その他

特に人命救助が必要な状況を中心にして確認すること。
避難者のニーズについても調査すること。
○○○○

例

災害時緊急支援要員現地派遣活動記録簿

年月日	平成●●年●●月●●日
記録者	●●●●

活動内容	避難所の情報収集
活動場所	〇〇町内の避難所
現地拠点	〇〇町〇〇番地 〇〇旅館
活動者	和歌山太郎、海南花子・・・・・・・・・・10名
活動の記録	<p>9:00 現地拠点発</p> <p>10:00 〇〇避難所着 情報収集開始 すぐに調査ができないため、運営責任者の〇〇氏にアンケートの回収をお願いし、再度訪問することにする。</p> <p>10:30 △△避難所着 情報収集開始 避難者 〇〇名 死者・行方不明者が多くいる状況</p> <p>11:00 〇〇避難所着 再度情報収集開始 避難者 〇〇名</p> <p>13:00 □□避難所着 情報収集開始 避難者 〇〇名、特に〇〇な状況である。</p> <p>14:00 〇□避難所着 情報収集開始 避難者 〇〇名</p> <p>15:00 □△避難所着 避難者はいない</p> <p>15:30 ☆☆避難所着 情報収集開始 避難者 〇〇名 特に高齢者が多い。</p> <p>17:00 ●●避難所着 情報収集開始 避難者 〇〇名 特に軽傷者が多い。</p> <p>17:30 ●△避難所着 避難者はいない</p> <p>18:30 ××避難所着 情報収集開始 避難者 〇〇名 建物の損壊が激しく、2次避難等が必要。</p> <p>20:00 現地拠点着 次日の訪問避難所について打合せ</p>
次日の活動予定	A避難所、B避難所・・・・・・・・・・J避難所（10箇所）訪問 予定
活動にあたっての課題	次班が来る場合には、情報収集のため〇〇〇を持参した方がよい

注) 活動記録簿はチーム毎に作成すること。